様式第１号（第９条関係）

仙台市リスキリング推進応援補助金交付申請兼実績報告書

　年　　　月　　　日

（あて先）仙台市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 郵便番号 | 〒 | 　　　－　　　　 |
| 住所 | （法人：事業所所在地）（個人：住民登録地） | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| フリガナ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 名称 | （法人：法人名）（個人：屋号） | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| 代 表 者 役 職 | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| フリガナ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |
| 代 表 者 氏 名 | 　　　　　　　　　　　　　　 |

仙台市補助金等交付規則第３条第１項及び仙台市リスキリング推進応援補助金事業交付要綱第９条の規定により、標記の補助金の交付を申請します。

記

**１　申請者の基本情報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| どちらか選択 | □法人 | □会社 |
| □その他法人 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| □個人 | 事業所所在地 | □住民登録地に同じ（異なる場合は以下へご記入ください） |
| 仙台市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 区　　　　　　　　　　　　　　 |
| 業種※ | 大分類 |  | 中分類 |  |
| 常時雇用する労働者数 |  | 人 |
| 担当者（日中連絡が　取れる方） | □代表者に同じ※異なる場合は右欄へご記入ください。　 | 役職 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 携帯電話 |  |
| メールアドレス |  |

※ 業種は、最新の「日本標準産業分類」を確認のうえ、ご記入ください。

**※２～４ぺージも含め、すべての項目を漏れなくご記入ください。**

**２　確認事項（ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。）**

**□人材開発支援助成金（以下、「人開金」という）を活用した際の申請事務等を社会保険労務士等（以下、「社労士等」という）に代行させた。**

**３　申請区分（いずれかを選択してください）**

　□① 人開金の賃金要件又は資格等手当要件のいずれかを満たし、人開金の割増分を既に受給したうえで申請するもの（補助額：補助対象経費のうち４分の３）

　□② 仙台市リスキリング推進応援補助金（以下、「市補助金」という）を既に受給しているものの、事後的に人開金の賃金要件又は資格等手当要件のいずれかを満たし、人開金の割増分を追加受給したことで市補助金の補助率が割増し、その差額分を申請するもの（補助額：補助対象経費のうち４分の３－市補助金を既に受給した額）

　□③ 上記以外の申請の場合（補助額：補助対象経費のうち３分の２）

**４　添付書類（ご準備のうえ、チェック及び必要事項の記載をお願いします。）**

　**【共通】**

　　□① 労働局より発行された人開金の支給決定通知書の**写し**

　・通　 知　 日：　　　　年　　月　　日

・支給決定番号：

・支給決定金額：　　　　　　　　　　円

※「３申請区分」が①の場合、２通目の支給決定通知書の写しも添付ください。

　・通 　知　 日：　　　　年　　月　　日

　・支給決定番号：

　・支給決定金額：　　　　　　　　　　円

　　□② 補助事業に係る社労士等からの請求が確認できる書類の**写し**（請求書等）

　　　　 ※**請求書等だけで「５申請情報」Ⅰ、Ⅱの該当項目が分からない場合には、判別ができるように、補記又は別紙の添付等をお願いします。**

　　□③ 補助事業に係る社労士等への支払が確認できる書類の**写し**（領収書等）

　**【法人の場合】**

　　□④ 履歴事項全部証明書の**写し**又は現在事項全部証明書の**写し**（申請の日以前３か月以内に取得したものに限る。）

　　□⑤（本店又は主たる事務所が本市の区域外にあるが、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合のみ）直近１期分の法人市民税納税証明書

※各区役所税務会計課・各総合支所税務住民課、各証明発行センター及び仙台駅前サービスセンターの窓口で交付申請してください（１通300円の手数料が必要です）。

　　□⑥（本店又は主たる事務所が本市の区域外にあるが、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合のみ）人開金の対象者名簿（所属も分かるもの）

　　□⑦（本店又は主たる事務所が本市の区域外にあるが、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合のみ）労働局へ支給申請時に提出した人材開発支援助成金実施状況報告書の写し

**【個人の場合】**

　　□④ 次のいずれかの本人確認書類の**写し**

　　　　 □運転免許証の両面

　　　　 □個人番号カードの表面

　　　　 □住民基本台帳カード（写真が表示されたものに限る。）の表面

　　　　 □在留カードの両面又は特別永住者証明書の両面

　　　　 □外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）の両面

□⑤（本市の住民基本台帳に記録されていない場合のみ）

□店舗の賃貸借契約書その他の本市の区域内に施設を所有又は借り受けて、当該施設で事業を行っていることを示す書類の**写し**

**５　申請情報**

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ　各種書類及び添付書類等の作成代行に要した経費※１ | 円　 |
| Ⅱ　労働局への提出代行に要した経費※２ | 円　 |
| Ⅲ　Ⅰ＋Ⅱの合計金額※３ | 円　 |
| Ⅳ　補助対象額※４ |  |
| Ⅴ　補助率※５ | ４分の３　　　　　３分の２ |
| Ⅵ　市補助金を既に受給した額※６ | 円　 |
| Ⅶ　請求金額※７ | 円　 |

※１　**労働局へ提出した各種書類及び添付書類等について、社労士等に作成を代行させた際に要した費用**を記載してください。

※２　**労働局への提出を社労士等に代行させた際に要した費用**を記載してください。

※１～３　ご提出いただく「４添付書類【共通】③」が疎明資料となりますのでご留意ください。

※４　本店又は主たる事務所が本市の区域内にある場合は、「Ⅲ I＋Ⅱの合計金額」と同額を転記ください。本店又は主たる事務所が本市の区域外にある場合、区域内の事業所で人開金を活用した分のみが補助対象となります（区域外の事業所の分は控除）ので、下記算出方法により補助対象額を求めてください。

　　【算出方法】

「Ⅲ I＋Ⅱの合計金額（　　　　　　　　円）」÷人開金の対象者数（　　　　人）×区域内の事業所に所属する人開金の対象者数（　　　　人）＝**円**

※対象者数は「４添付書類【法人の場合】⑥」が疎明資料となりますのでご留意ください。

※５　「３申請区分」のうち、**①または②を選択した場合は『４分の３』、③を選択した場合は『３分の２』**に丸を付けてください。

※６　「３申請区分」のうち、②を選択した場合のみご記入ください。

※７　「３申請区分」のうち、**①または③を選択した場合は「Ⅳ 補助対象額」に「Ⅴ 補助率」を掛けた金額（１円未満は切り捨て）、②を選択した場合は「Ⅳ 補助対象額」に「Ⅴ 補助率（４分の３）」を掛けた金額（１円未満は切り捨て）から「Ⅵ 市補助金を既に受給した額」を差し引いた金額**をご記載ください。

**６　市税納付状況確認**

|  |
| --- |
| 私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局中小企業支援課が税務担当課に照会することに同意します　　　　　　　　　　　同意しません生年月日（　Ｔ・Ｓ・Ｈ　　　　年　　月　　日）※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。 |

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（１通300円の手数料が必要です）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際は、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください）。

**７　誓約事項（項目１～６をご確認のうえ、チェックをお願いします。）**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄**□** | 私は、「仙台市リスキリング推進応援補助金」の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。 |
| １ | 「仙台市リスキリング推進応援補助金」の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。 |
| ２ | 人開金の同一の支給決定に基づいて、市補助金（差額分申請を除く）のほか、同様の補助金等の交付を他の地方公共団体から受けていません。 |
| ３ | 仙台市補助金等交付規則及び仙台市リスキリング推進応援補助金事業交付要綱の内容に従うことについて同意します。 |
| ４ | 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、仙台市リスキリング推進応援補助金事業交付要綱第１３条及び第１４条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、仙台市補助金等交付規則第１８条第１項による加算金の支払にも応じます。また、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第１８条第２項による遅延損害金を納付することに応じます。 |
| ５ | 仙台市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。 |
| ６ | 仙台市リスキリング推進応援補助金事業交付要綱第３条の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。 |